

鹿屋市森林認証協議会 統合森林管理計画書

令和5年8月作成

鹿屋市森林認証協議会

はじめに

今回の森林認証の取組にあたって、鹿屋市をはじめとする5団体が、
鹿屋市森林認証協議会と「持続可能な森林の管理・経営」の推進（SGEC森林認証取得等）に関する協定書を結び、施業の集約化・団地化による除間伐等の計画的実施を進め、地域森林の適正な管理と、緑の循環を基本とした森林管理体制の構築に努め、持続可能な森林管理を推進するとともに、SGEC森林管理認証取得者として、森林管理はSGECの持続可能な森林管理基準及びその他の要求事項に適合させ、実行するとともに、森林管理システムを継続的に改善していくこととする。

令和5年8月

鹿屋市森林認証協議会

会長 釧持 朋彦

I. 鹿屋市森林認証協議会統合森林管理計画の概要

1. 森林の管理者の名称及び連絡先

名 称 鹿屋市森林認証協議会

代表者 会長 釧持 朋彦

住 所 鹿屋市共栄町 20 番 1 号

連絡先 【事務局所在地】鹿屋市林務水産課

Tel : 0 9 9 4 - 3 1 - 1 1 7 3

Email : rinmu@city.kanoya.lg.jp

2. 認証形態

(1) 森林認証グループシステム

鹿屋市森林認証協議会規約のとおり

(2) グループ主体

鹿屋市森林認証協議会

(事務局：鹿屋市林務水産課)

(3) グループ構成員

○構成員 5 団体

- ・鹿屋市
- ・鹿児島県
- ・鹿児島森林組合連合会
- ・曾於地区森林組合
- ・大隅森林組合

(4) 計画期間

令和 5 年 1 0 月 1 日 ～ 令和 1 0 年 3 月 3 1 日 (5 年間)

3. 認証森林の概要

(1) 所在地

鹿児島県鹿屋市内民有林

(2) 対象森林面積

面積 1, 9 9 5. 0 2 h a

(3) 地域の概況

鹿屋市は、鹿児島県の東側大隅半島のほぼ中心部に位置し、西北部は生物群種保護林にも指定されている高隈山系、南部に高峻な国見山系で占められており、その東側には笠野原台地が広がり、また市域中央部には高隈山系を源に肝属川が流れている。

平均気温 17.6℃、年間降水量 2,685mm と 1 年を通じて温暖な気候や豊かな自然環境に恵まれ、第 1 次産業を基幹産業として全国でも有数の食糧供給基地を形成している。

総土地面積は、44,815ha であり、うち森林面積は 23,088ha で、総土地面積の約 52% を占める。森林面積のうち民有林は 15,619ha となっている。

また、民有林におけるスギ・ヒノキを主体とする人工林面積は、8,756ha で人工林率は約 56% となっている。利用可能な資源として着実に充実しており、森林の有する多面的機能を高度に発揮させるとともに、林業の持続的な成長を図っていくため、計画的な伐採を進め、適切に再生林・保育を実施していくことが重要となっている。

一方、近年、木材需要の高まりにより、主伐（皆伐）が増加しているが、後継者不在等による森林所有者の森林施業への意欲が減退してきており、主伐後の再生林の放棄など適切な更新が図られていない森林も散見される。

(4) 対象森林の現況

「鹿屋市森林認証協議会」（以下「協議会」という）は、令和 5 年 5 月に鹿屋市、鹿児島県、鹿児島県森林組合連合会、曾於地区森林組合、大隅森林組合が連携を強化し、地域の森林整備や林業の振興・活性化に資することを目的に活動を続けるために設立されたもので、S G E C 森林認証制度を通じて「持続可能な森林の管理・経営」の推進に関する協定を締結し、統一した管理方針の下で、地域森林の一元的な管理・経営を行うための組織体制を整備してきており、事務局は鹿屋市林務水産課内に設置されている。

認証対象となる森林は、鹿屋市内の民有林で、「協議会」で組織される 5 団体の所有林 1,995.02ha であり、森林の内訳は、人工林が 1,185.60ha、天然林が 738.47 ha で、人工林率 59% となっている。また、総蓄積量は 647 千 m³ となっている。

樹種別森林資源の構成では、人工林ではスギが 600.58ha、ヒノキ 516.29ha とその大部分を占めている。齢級別構成では、12 齢級をピークに、11 齢級以上が約 7 割を占めており利用期を迎えている。

また、保安林面積は 1,295.29ha で、砂防指定地は 198.65ha が指定されている。

自然公園については、高隈山県立自然公園の一部（普通地域）が対象森林に接している。

【認証森林の概況】

認証林合計			森林面積（ha）	蓄積（m³）	成長量（m³）	構成比率（％）
内訳	人工林	針葉樹	1,137.77	550,366	8,224	57
		広葉樹	47.83	5,584	35	2
	小計		1,185.60	555,950	8,259	59
	天然林		738.47	90,743	244	37
	その他		70.95	－	－	4
	合計		1,995.02	646,693	8,503	100
自然公園			2.80			0
保安林	全体		1,295.29			65
	水源かん養		1,237.77			62
	土流		43.92			2
	土崩		7.58			0
	防風		6.05			0
	干害		0.07			0
砂防指定地			198.65			10
その他制限林			6.05			0
経営計画策定			735.68			37

※自然公園等の制限林については、重複指定を含む

※保安林の全体面積は各種類の重複指定を含むため合計値とは合致しない。

【自然公園】

高隈山県立自然公園（普通地域）

【樹種・齢級別資源構成表】

上段：面積（ha）／下段：蓄積（m³）

齢級 区分	人工林の現況										天然林	計	構成比 （％）
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針	針計	クス	クヌギ	その他 広	広計	計			
1	20.38	0.00	0.00	0.00	20.38	0.00	0.14	0.00	0.14	20.52	0.00	20.52	1.1
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2	8.40	0.00	0.00	0.00	8.40	0.00	0.54	0.00	0.54	8.94	1.02	9.96	0.5
	0	0	0	0	0	0	5	0	5	5	16	21	
3	2.61	0.00	0.00	0.00	2.61	0.00	0.73	0.00	0.73	3.34	23.79	27.13	1.4
	326	0	0	0	326	0	34	0	34	360	1,259	1,619	
4	0.43	0.00	0.00	0.00	0.43	0.00	0.00	0.00	0.00	0.43	5.41	5.84	0.3
	96	0	0	0	96	0	0	0	0	96	401	497	
5	2.10	0.00	0.08	0.00	2.18	0.00	0.26	1.09	1.35	3.53	1.00	4.53	0.2
	516	0	10	0	526	0	25	101	126	652	94	746	
6	3.31	2.38	0.00	0.00	5.69	0.93	1.74	4.60	7.27	12.96	5.83	18.79	1.0
	977	485	0	0	1,462	96	181	494	771	2,233	570	2,803	
7	7.55	5.59	0.00	0.00	13.14	0.00	1.36	0.71	2.07	15.21	10.68	25.89	1.3
	2,828	1,335	0	0	4,163	0	157	83	240	4,403	1,240	5,643	
8	57.79	10.99	0.00	0.00	68.78	0.00	6.45	0.39	6.84	75.62	28.77	104.39	5.4
	25,003	2,997	0	0	28,000	0	777	46	823	28,823	3,479	32,302	
9	31.87	29.30	0.00	0.00	61.17	0.00	19.79	0.00	19.79	80.96	54.45	135.41	7.0
	15,143	8,596	0	0	23,739	0	2,446	0	2,446	26,185	6,556	32,741	
10	56.07	59.29	0.00	0.00	115.36	0.00	4.54	0.00	4.54	119.90	76.04	195.94	10.2
	29,603	19,856	0	0	49,459	0	569	0	569	50,028	9,544	59,572	
11	60.26	56.89	0.00	0.00	117.15	0.00	2.40	0.00	2.40	119.55	47.65	167.20	8.7
	34,195	21,061	0	0	55,256	0	318	0	318	55,574	5,976	61,550	
12	69.62	181.24	0.42	0.00	251.28	0.00	1.57	0.60	2.17	253.45	125.00	378.45	19.7
	43,136	72,664	98	0	115,898	0	198	76	274	116,172	15,878	132,050	
13	142.56	128.94	18.45	0.00	289.95	0.00	0.00	0.00	0.00	289.95	81.40	371.35	19.3
	94,302	55,145	4,336	0	153,783	0	0	0	0	153,783	10,387	164,170	
14	82.19	34.45	0.48	0.00	117.12	0.00	0.00	0.00	0.00	117.12	117.82	234.94	12.2
	55,534	15,911	112	0	71,557	0	0	0	0	71,557	15,041	86,598	
15	37.17	4.07	1.48	0.00	42.72	0.00	0.00	0.00	0.00	42.72	33.95	76.67	4.0
	26,859	1,968	348	0	29,175	0	0	0	0	29,175	4,354	33,529	
16	3.93	0.89	0.00	0.00	4.82	0.00	0.00	0.00	0.00	4.82	22.69	27.51	1.4
	3,004	463	0	0	3,467	0	0	0	0	3,467	2,836	6,303	
17	5.05	1.89	0.00	0.00	6.94	0.00	0.00	0.00	0.00	6.94	67.55	74.49	3.9
	3,918	1,001	0	0	4,919	0	0	0	0	4,919	8,598	13,517	
18	0.00	0.37	0.00	0.00	0.37	0.00	0.00	0.00	0.00	0.37	33.35	33.72	1.8
	0	205	0	0	205	0	0	0	0	205	4,246	4,451	
19	5.43	0.00	0.00	0.00	5.43	0.00	0.00	0.00	0.00	5.43	2.09	7.52	0.4
	4,728	0	0	0	4,728	0	0	0	0	4,728	268	4,996	
20	0.42	0.00	0.00	0.00	0.42	0.00	0.00	0.00	0.00	0.42	0.00	0.42	0.0
	378	0	0	0	378	0	0	0	0	378	0	378	
21 以上	3.44	0.00	0.00	0.00	3.44	0.00	0.00	0.00	0.00	3.44	0.00	3.44	0.2
	3,229	0	0	0	3,229	0	0	0	0	3,229	0	3,229	
合計	600.58	516.29	20.91	0.00	1137.78	0.93	39.52	7.39	47.84	1185.62	738.49	1924.11	100
	343,775	201,687	4,904	0	550,366	96	4,710	800	5,606	555,972	90,743	646,715	

※端数処理により【認証森林の概況】と一致しないことがある。

Ⅱ．経営方針と計画

1．基本理念

「鹿屋市森林・林業振興計画」に基づき、「豊かな資源を次世代へつなぐ森林づくり」を基本理念に、森林の有する多面的機能が将来にわたり持続的に発揮させるよう、地域の森林を適切に管理・保全するため、持続的な循環型の森林づくりを進めるとともに、地域の林業・木材産業が持続的に活気に満ちた産業へ成長することを目指します。

2．経営方針

森林管理計画に基づき森林の有する公益的機能と経済的機能との調和を図り、社会の要請に対応しながら、健全な森林資源の維持造成を推進する。

スギ・ヒノキ人工林は、今後、これらの人工林資源を維持・培養しながら、木材を安定供給していくことや、木質バイオマスとして有効活用していくことは、地域の林業振興はもとより、地球温暖化防止など公益的機能の高度発揮にも大きく寄与することとなる。

このため、スギ・ヒノキ人工林においては、健全な森林の育成と木材の安定供給に資するため間伐等の森林整備を実施するとともに、高性能林業機械による木材の効率的な生産や本格的な主伐期に向けた高密度路網の整備など、低コスト作業システムの定着を図る。

また、今後増加が見込まれる主伐においては、将来にわたり持続可能な林業経営が行われるよう、主伐・再造林一貫作業の実施を基本とし、人工林伐採跡地の適切な更新を図り、森林資源の循環利用を推進していく。

なお、地域特性や森林資源の育成状況などにより、森林の有する公益的機能の高度発揮が求められる森林においては、広葉樹林化や長伐期化等の多様な森林整備に取り組むこととする。

一方、近年、森林に対するニーズは、林産物の供給のみならず、災害防止、水資源の涵養等公益的機能の高度発揮をはじめ、レクリエーション・教育・スポーツの場の提供や地球温暖化防止、生物多様性の保全など多様化・高度化してきている。

このため、水源の涵養や山地災害防止など森林の公益的機能の高度発揮が図られるよう計画的な森林整備を進めていく。

3．整備方針

(1) 共通事項

- ・水源の涵養や山地災害防止など森林の公益的機能の高度発揮や木材及び木質バイオマスへの安定供給を図るため、計画的に搬出間伐等を実施する。
- ・高密度路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト作業システムによる間伐材等の効率的な生産を推進するため、計画的に作業道等の整備・充実を図る。また、路網の規格については、現地状況や使用目的等を勘案し、開設コストの低減に努めるとともに、発生残土を活用して作業用土場の造成を行うなど効率的な素材販売のための基盤整備に努める。
- ・現在の森林の生育状況や立地条件等を勘案し、採算の採れる人工林については、主伐・再造林一貫作業システム等による循環利用体制を構築し、広葉樹林化を図ることが望まし

い人工林については、択伐等により広葉樹の侵入を促しながら、主林木の収穫と林相の転換を図る。

(2) 目指すべき森林資源の姿

森林の有する機能	目指すべき森林資源の姿 (森林の種類)	森林整備の基本的な考え方及び 森林施業の推進方策
水源かん養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林 (水源涵養林)	良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。 また、ダム等の利水施設上流部において、水源涵養の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定及びその適切な管理を推進する。
山地災害防止機能・土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林 (山地災害防止林)	地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。 また、集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定及びその適切な管理を推進し、渓岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の整備を図る。
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮へい能力や汚染物質の吸収能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林 (生活環境保全林)	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。 また、快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全、整備を図る。
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健活動に適した施設が整備されている森林 (保健機能等維持林)	市民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図る等多様な森林整備を推進する。 また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林 (文化機能維持林)	美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。 風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

機能 生物多 様性保 全	原生的な森林生態系，希少な生物種が生育・生息している森林，または，陸域・水域にまたがり特有の生物種が生育・生息している溪畔林 (生物多様性保全ゾーン)	属地的に生物多様性の機能の発揮が求められる森林については，既存の森林構成を維持することを基本とした保全を図る。 また，野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。
木材等 生産機 能	林木の生育に適した土壌を有し，木材として利用する上で良好な樹木により構成され，成長量が高い森林であって，林道等の基盤施設が適切に整備されている森林 (木材等生産林)	木材等の林産物を持続的，安定的かつ効率的に供給する観点から，森林の健全性を確保し，木材需要に応じた樹種，径級の林木を生育させるための適切な造林，保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合，施業の集約化及び機械化を通じた効率的な森林の整備を推進することとする。

4. 施業別実施方針

協議会では，人工林・天然林の特性を重視し，「目指すべき森林資源の姿」に応じた施業区分を設け，管理目標をより明確にした管理指針を作成する。

また，施業にあたっては，森林管理計画及び鹿屋市森林整備計画並びに各種マニュアル等を遵守することとし，現場レベルでは「施業実施仕様書」を作成し，従業員等への周知徹底を図ることとする。

5. 環境方針

協議会ではSGEC森林認証の基準・指標を遵守し，森林施業を通じて地球温暖化の防止，水土保持，生物多様性の保全に努めるなど，持続可能な森林経営を目指して「環境方針」を策定する。

6. 生物多様性への取組み

協議会では，認証林として森林管理計画のもと，生産性の向上と合わせて野生生物種の保護保全および林地の保全に努めるため「生物多様性の保全に配慮した施業指針」を策定する。

7. 森林管理

(1) 森林簿の維持

森林簿は5年ごとに更新する。

(2) 委託先との関係

- ・委託契約文書でSGEC森林認証規格への適合義務を要求する。
- ・施業方針は当森林管理計画の適用を求める。
- ・条文案は次のとおり

第 条 SGEC 森林認証への配慮

森林管理に係る委託業務においては，乙は，SGEC 森林認証の趣旨を理解するとともに，甲の定める SGEC 森林管理計画に沿って作業を執り行う。

- ・委託先には，「施業実施仕様書」に基づいた施業の実施及びその他マニュアル等の遵守を要求する。

(3) 病虫獣害防除

森林の病虫獣害については、早期駆除を励行し健全な森林の育成に努める。

(4) 災害対策

保護樹帯等の設置に努め、風害、森林火災等の防止に努める。

(5) 認証生産物の普及と分別・管理

- ・ 認証材普及に向けた取組みを展開する。
- ・ 認証森林からの丸太は、非認証森林とはい積を分別し、記録文書においても認証材であることをマーキング等により明記し分別する。
- ・ CoC 取得済みの製材工場等との管理事業体との連携を積極的に図る。
- ・ CoC 認証を取得している顧客に対しては、SGEC 森林管理認証規格が適用される区域から産出された製品であることを示すために利用できる表記として、「100%SGEC 認証」との主張を明記する。

8. モニタリング調査

モニタリング調査については、別途定める「モニタリング実施要領」に基づき実施し、その結果については、トップマネジメントがレビューし、管理計画の改訂及び管理組織の運営に反映させるものとする。

9. 教育・研修

(1) 教育・研修の方針

素材生産・森林整備、森林調査、現場管理・統括、経営企画・営業・販売に係る職務能力向上に努めることとする。

(2) 教育・研修の方法

- ・ 森林管理に関係する団体の研修制度、OJT 等を通じて、適時実施する。
- ・ 実施した内容は、日付、参加者、内容を記録する。
- ・ 委託先にも教育・研修を行う。

(3) 教育・研修の内容

ア. SGEC 基準

持続可能な森林管理認証規格の要求事項を徹底する。

イ. 生物多様性の保全

当管理計画の生物多様性への取組みを徹底する。(委託先を含む)

ウ. 労働安全

安全作業マニュアル等の厳守を徹底する。(委託先を含む)

10. 地域社会との関係

森林管理の基本方針においては、次の事項について配慮する。

- (1) 森林の管理は、認証林の周辺にある集落・地域の長期的な健康と福祉を促進するものとする。

(2) 里山林等で伝統的な森林管理がなされている場合は、経済的に可能な範囲でその管理を尊重する。

(3) 森林管理にあたっては、認証林の影響を受ける利害関係者（ステークスホルダー）の意見を聴くものとする。また、関係者への森林認証に係る説明については、日常の業務を通じて行い、必要に応じて利害関係者に対して説明等を行う。これらについては、その記録を保管する。

(4) レクリエーションを目的とした森林の一般公開は、森林資源や生態系への影響、森林の他の機能との両立性などを尊重した上で、適切に提供する。

(5) 森林管理計画の策定にあたっては、市町村森林整備計画で定める木材等生産機能森林及び公益的機能別森林の整備に関する事項を十分勘案し、関連する施策、助成制度の活用に努める。

11. 内部監査

(1) 内部監査の目的

協議会のマネジメントシステムに関する要求事項と持続可能な森林管理規格に関する要求事項が遵守され、マネジメントシステムが効果的に実行・維持されていることを検証する。

(2) 内部監査の方法

あらかじめ、目標と監査プロセスの客観性と不偏性・公平性を確実にする監査責任者を定め、年1回、内部監査マニュアルに基づき内部監査を実施する。内部監査結果は、記録し保管するとともに、マネジメント担当部門を含む関係部門に報告する。

12. 情報公開

(1) 当協議会の SGEC 森林管理計画に関することについては、一般公開することとする。

(2) 森林管理計画及びモニタリング結果の公開にあたって、その機密性のある業務情報、個人情報及び関連する法令によって伝統的・文化的に保護されるべき場所又は天然資源の特質の保護のために機密とされるべきその他の情報については除外する。

13. その他

この森林管理計画に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。